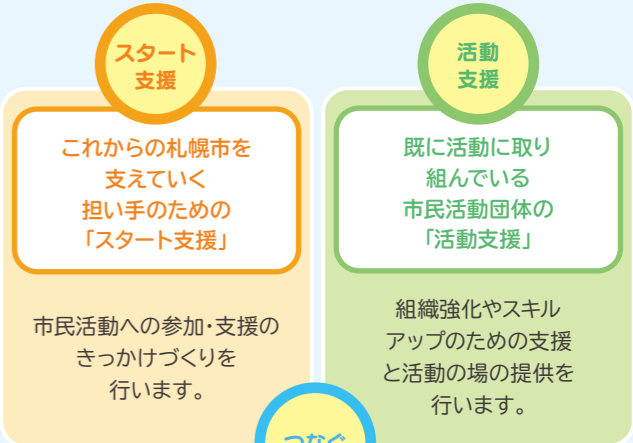


サポートセンターの役割

これからのさっぽろを支えていく担い手のための「スタート支援」と、既に活動に取り組んでいる市民活動団体が活動を強化し、拡充していくための「活動支援」を行っています。



札幌エルプラザ ・札幌駅北口地下歩道12番出口横から直通



交通案内

JR札幌駅、地下鉄さっぽろ駅下車、北口地下歩道12番出口から建物の中まで直通。
エルプラザには有料駐車場がありますが、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

開館時間 月曜～土曜 8:45～22:00
※22:00には退館できるように終了願います。
日曜・祝日 8:45～20:00
※20:00には退館できるように終了願います。

休館日 12/29～1/3 (臨時休館はその都度お知らせします)

問い合わせ TEL : 011-728-5888
FAX : 011-728-7280
ホームページ : <http://www.shimin.sl-plaza.jp>
Eメール : shimin-1@shimin.sl-plaza.jp

指定管理者 公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会

札幌市市民活動サポートセンター
札幌市北区北8条西3丁目 札幌エルプラザ2階

する市民活動団体 (NPO) をサポートする施設です。

市民活動サポートセンターを初めてご利用される方は、市民活動団体登録が必要です。

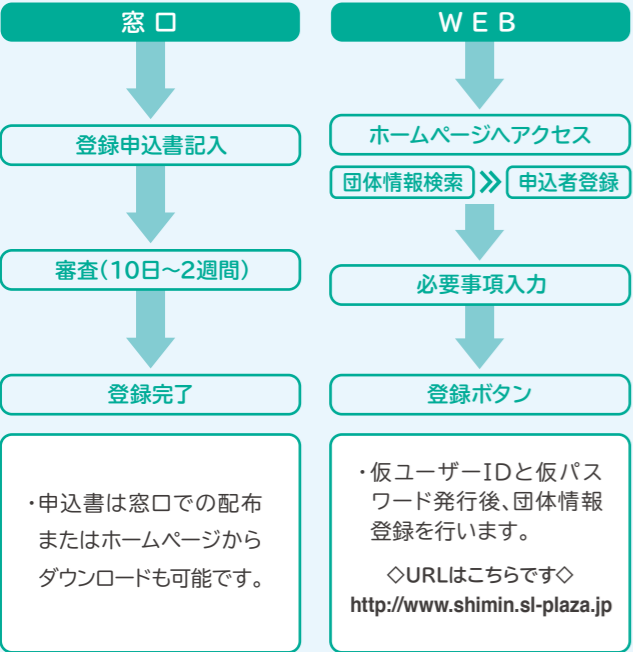
ご利用できる方

札幌市内で市民活動を行っている (札幌市内に住所や事務所、勤務先・通学先があるか活動範囲が札幌市内を含む)個人や団体、又はこれから行おうとする方。

市民活動とは?

市民が営利を目的とせず、自発的に行う公益的な活動を市民活動といます。(札幌市市民活動サポートセンター条例第1条) また、市民に対し内容が開かれており、宗教活動や政治活動を主たる目的としないことを示します。

市民活動団体登録の方法



市民活動参加へ向かう4つのステップと機能

札幌市市民活動サポートセンターは、市民の方や市民活動団体のニーズに合わせたサポート事業を実施します。



札幌市市民活動サポートセンター 施設の紹介

①～④はどなたでも利用できます。
 ⑤～⑪は登録後に利用できます。

- 1 団体情報掲示コーナー**
 常時300近くの団体パンフレットやチラシを配架しています。
- 2 団体活動紹介ファイル** 要申込
 団体の公開用資料をファイルして置くことができます。
- 3 NPO法人関係書類縦覧・閲覧コーナー**
 札幌に主たる事務所があるNPO法人の定款や事業報告書等を設置しています。
- 4 市民活動相談窓口**
 市民活動の実践者である相談員が市民活動に関する相談にお応えします。
- 5 打合せコーナー**
 少人数での打ち合わせや、軽作業ができるテーブル席です。
- 6 会議コーナー** 要申込
 パーテーションで仕切られ、会議や作業に活用できます。(12人用と18人用のコーナーがあります。パーテーションをとって30人用のご利用もできます。)
- 7 パソコンコーナー**
 市民活動のための文書作成、インターネット検索、プリントアウト(有料)などができます。
- 8 印刷作業室** 要申込/有料
 印刷機、コピー機、丁合機、紙折り機、裁断機を備えており、団体のニュースレターやチラシの作成などにご使用いただけます。
- 9 レターケース** 要申込
 メンバー間の連絡や書類の保管として使用できます。
- 10 ロッカーコーナー** 要申込/有料
 有料の月極ロッカーです。活動に必要な物品を保管できます。鍵は暗証番号式です。
- 11 事務ブース** 要申込/有料
 団体の事務所として活用できるスペースです。面積は、4㎡と8㎡の2種類があります。机と椅子を備えており、電話を設置することもできます。